

# 銀杏企画三丁目の掲示板

[トップページへ戻る](#)

Name 国土無双	e-mail
Title	
Message	
<input type="text"/>	
<input type="button" value="とうこう"/>	

[1575] ブルーアイズさん、頑張ってください。 2009年9月23日 19時10分

国土無双さん e-mail

度々、国土無双です。

国土無双の「障がい者総合福祉法」の書き込みの間に、ブルーアイズさんの気合の入った書き込みあり、拝見しました。

明日から、お仕事のようなのですが、ご無理なさらず、頑張ってください！！

私は、明日も、明後日も休みです。  
職場復帰は、明後日の診察次第で、決めます。

P.S 匿名さん、「障がい者総合福祉法」の理念分かりましたか？  
感想書き込んで下さると、嬉しいです。

[1574] こんばんは♪ 2009年9月23日 19時8分

匿名さん e-mail

ハツ場ダム建設中止に

[1573] すみません 2009年9月23日 18時18分

ブルーアイズさん e-mail

パソコンの操作ミスか、同じ内容の書き込みが3件続いてしまいました。  
どうもすみません。

[1572] 国土無双さん、貴重な情報ありがとうございました 2009年9月23日 18時5分

ブルーアイズさん e-mail

こんばんは。たびたびブルーアイズです。

国土無双さん、貴重な情報ありがとうございました。

ブルーアイズはのほほんとした書き込みをされていて失礼しました。

これから国土無双さんの書き込みをよく読んで参考にしようと思います。

[1571] 障がい者総合福祉法の理念⑭ 2009年9月23日 17時56分

国土無双さん e-mail

国土無双です。

続きです。

(6) 地域生活支援事業の在り方 障がい者個人の社会参加として利用する日常生活用具の給付等、移動支援については、個別給付のサービス支援(「生活・社会参加サービス支援」として位置付ける。コミュニケーション支援(手話通訳等を行う者の派遣)については、原則無料で行うものとする。

(7) 相談支援の在り方 障がい者等が身近な地域で福祉サービスを選択・利用でき、当たり前前に地域で暮らし、地域の一員として共に生活することができるように、現行の「地域自立支援協議会」を中核として相談事業の体制強化(社会福祉法人やNPO、ピアカウンセリングなど積極的活用)を推進し、あわせて相談窓口や相談員の充実を図る。

(8) 就労支援の在り方 障がい者の自立生活を支援するために、一般就労を促進するとともに、現行の地域自立支援協議会の各地域における体制の充実強化を行い、地域ネットワーク基盤の整備と就労の定着を図る。一般就労以外の就労的事業(授産施設、福祉工場、更生施設、小規模作業所等)を整理し、現行の「自立訓練」「就労移行支援」「就労継続支援」のうち就労支援にかかわる事業について統合、簡素化するとともに、就労支援体制を強化する方向で検討を加える。

以上です。  
コピー&ペーストで疲れました。  
分析の方は、皆様で。

[1570] 明日から仕事だ、さあ、しゃっきり！！ 2009年9月23日 17時55分

ブルーアイズさん e-mail

こんにちは。ブルーアイズです。

今日は某銀杏は仕事が忙しく、休日出勤でした。  
なんだか国土無双さんのいた某銀杏も、今度の土曜日か日曜日に作業所を開けると  
いう話がちらほら・・・

今日はブルーアイズも某銀杏にお手伝いに行きましたが  
もとセカンドにいらっやって今働いていらっやるOGの方もお手伝いに来てくだ  
さいました。  
その方とは一緒にスポーツ委員もやり、バレーボールの練習で一緒に汗を流した仲間  
ですが、やはり某銀杏のパワフルな雰囲気にはびっくりなされたようです。  
少しお話をしましたが、なにぶんブルーアイズの一番の苦手は人と話しをすることな  
ので、あまり楽しいお話もできず失礼をしました。

明日はブルーアイズも会社で仕事です。  
昨日まで休みでのんびりしていたので明日はしゃっきりと気分を引き締めて  
仕事にのぞみたいと思います。

それではみなさん、明日からもしゃっきりと！！

P・S 仕事ばかりでなくプライベートな面も充実できたらいいと思っていますが・・・

[1569] 明日から仕事だ、さあ、しゃっきり！！ 2009年9月23日 17時55分

ブルーアイズさん e-mail

こんにちは。ブルーアイズです。

今日は某銀杏は仕事が忙しく、休日出勤でした。  
なんだか国土無双さんのいた某銀杏も、今度の土曜日か日曜日に作業所を開けると  
いう話がちらほら・・・

今日はブルーアイズも某銀杏にお手伝いに行きましたが  
もとセカンドにいらっやって今働いていらっやるOGの方もお手伝いに来てくだ  
さいました。  
その方とは一緒にスポーツ委員もやり、バレーボールの練習で一緒に汗を流した仲間  
ですが、やはり某銀杏のパワフルな雰囲気にはびっくりなされたようです。  
少しお話をしましたが、なにぶんブルーアイズの一番の苦手は人と話しをすることな  
ので、あまり楽しいお話もできず失礼をしました。

明日はブルーアイズも会社で仕事です。  
昨日まで休みでのんびりしていたので明日はしゃっきりと気分を引き締めて  
仕事にのぞみたいと思います。

それではみなさん、明日からもしゃっきりと！！

P・S 仕事ばかりでなくプライベートな面も充実できたらいいと思っていますが・・・

[1568] 障がい者総合福祉法の理念⑬ 2009年9月23日 17時54分

国土無双さん e-mail

国土無双です。

続きです。

(3) サービス利用の支給決定の在り方 現行の「障害者自立支援法」における「障害程度区分」によるサービス支給決定の在り方を抜本的に改め、障がい者等のニーズに基づく認定方法を基本とする。「障害程度区分認定」は廃止する。「ソーシャルワーカー等調査専門員(仮称)」が、障がい者のサービス利用ニーズ調査を行い、「サービス支給に係るガイドライン(仮称)」に基づいて、サービス利用の支給内容を作成する。当該調査専門員が作成したサービス支給内容を「障がい者サービス委員会(仮称)」(サービス給付の決定を行うための地域における委員会)で決定し、実施機関(市町村等)に指示する。

(4) サービス体系の在り方

サービスを利用する障がい者等の自立と社会参加および自己決定・自己選択の原則にかんがみて、「生活・社会参加サービス支援」として統合する。- 10 -

「移動支援」は個別給付の対象とする。現行の「障害者自立支援法」におけるサービス体系を障がい者等の地域における生活、自立と社会参加および自己決定・自己選択の原則にかんがみて、「居住支援(新グループホーム)」(現行のケアホームのように必要な場合に介護支援が受けられるよう柔軟に対応する)として統合する。障がい児にかかる福祉サービス体系は、「障がい者総合福祉法(仮称)」の中に位置付けて、実施主体は市町村(基礎的自治体)が行うものとする。

(5) 事業者の経営基盤の強化 サービス事業者に対する支援の在り方について、現行の日額方式は廃止し、基本は月額方式とする。サービス内容によっては、個別のサービスとして日額方式を取り入れることは排除しない。サービス事業者の経営基盤の強化は、障がい者が個別のサービスを利用する際、安定的な当該サービスの提供に寄与するものであることにかんがみ、施設整備費および人件費等については、それぞれの単価を引き上げて整備することを国が責任を持って行う。

次に続きます。

[1567] 障がい者総合福祉法の理念⑫ 2009年9月23日 17時52分

国土無双さん e-mail

国土無双です。

続きです。

第3 障がい者の総合福祉施策の改革推進の方向性(「障がい者総合福祉法(仮称)」の在り方)

(1) 障がい者の範囲・定義について「障害者自立支援法」第4条定義を早急に見直し、いわゆる「制度の谷間」と指摘されていた「発達障害、高次脳機能障害、難病、内部障害」などを含む定義となることを基本とする。障がい者等の範囲・定義を見直し、いわゆる「制度の谷間」と言われる福祉サービスの対象外をなくし、幅広く福祉サービ

スが利用できるようにする。あわせて何らかの障がいにより福祉サービスを必要とする障がい者に「社会参加カード(仮称)」を交付する制度を創設する(現行の手帳制度からの移行が円滑になされるよう経過措置を設ける)。

(2) 利用者負担の在り方 利用者負担については、現行の「定率負担(応益負担)」を廃止し、「応能負担」を基本とする。「応能負担」における負担額の算定については、現行の「世帯単位(家計)」を見直して「個人単位(利用者本人、配偶者を含む)」とする。福祉サービスにおける利用者負担額と補装具および医療に係る利用者負担額と合算した額が一定の額を超える(高額となる)場合には、特別の負担軽減策を講じる。

次に続きます。

[1566] 障がい者総合福祉法の理念⑪ 2009年9月23日 17時50分

国土無双さん e-mail

国土無双です。

ブルーアイズさんの書き込みありましたが、続けます。

その14 難病対策を法制化します 現行の難病対策(難治性疾患克服研究事業等)は、根拠となる法制度が未整備であることから、難病に関する調査研究及び難病患者の医療費負担の軽減を柱とする新たな法制度を整備する。

その15 障がい関係予算に数値目標を定めます わが国における障がい者に係る予算は、諸外国との比較において、GDP比で低い社会支出と国民負担率となっているため、立ち遅れている社会的地域基盤の整備と経済的自立を促進し、障がい者福祉施策を推進するため、施策項目と達成期間等を定めた総合的な福祉計画と財政的な数値目標を定める。

その16 障害者権利条約を全面的に履行します 上記の(1)から(15)までの他に、障害者権利条約において締約国が実施しなければならない事項について必要な措置を講ずる。

その17 法制上・財政上の措置で集中実施します 「障がい者制度改革推進本部」において策定された推進計画に基づいて、総合的かつ集中的な推進のために必要な法制上、財政上の措置を講ずる。

次に続きます。

まへのページ

パスワード

削除番号

1575

記事削除